

プレスリリース

令和7年10月28日（火）

農林水産部園芸課

主幹兼副課長

大高 圭申

電話：024-521-7357 内線：3250

あんぽ柿及び干し柿等の「カキ」を原料とする乾燥果実の放射性物質検査結果について

令和7年10月8日に検査結果を公表した県北地方4市町（福島市、伊達市、桑折町及び国見町）に続き、二本松市、川俣町、南相馬市、広野町及び葛尾村で採取した「カキ」を試験的に加工したあんぽ柿及び干し柿の放射性物質検査を行った結果、あんぽ柿7検体及び干し柿11検体の全てが食品衛生法の基準値（100Bq/kg）を下回りました。

県北4市町及び今回の5市町村の検査結果を踏まえ、今年度の各市町村における「カキ」を原料とする乾燥果実について、下記のとおり取り扱うよう、本日、各市町村及び生産者団体等に通知いたしましたので、お知らせします。

なお、今回の検査をもって今年度産あんぽ柿等の試験加工品の放射性物質検査は終了とします。

記

1 今年度の取扱い

(1) 加工自粛を要請した市町

福島市、伊達市、桑折町及び国見町

※ 当該市町では、昨年度と同様に、福島県あんぽ柿産地振興協会が定める加工可能な区域・ほ場や製品の検査基準を満たした生産者に限り、あんぽ柿の出荷を可能としています。

(2) 検査を実施していないため、出荷販売を目的とした加工を控えていただく町

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、及び飯館村

(3) 加工可能な市町村

上記(1)及び(2)以外の市町村

※ 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）については、「カキ」の出荷を自粛するよう要請しています。

2 検査方法

同一ほ場で採取された今年度産「カキ」を「①生柿（原料柿）」と、試験的に加工した「②あんぽ柿」及び「③干し柿」の3区分で検査し、産地の市町村ごとに当年産「カキ」を原料とする乾燥果実の加工可否を判断しています。

3 検査結果

別紙のとおり

4 検査機関

原料柿：農業総合センター

あんぽ柿、干し柿：県衛生研究所

加工食品等の放射性物質検査結果について（福島県）

（別紙）

放射性セシウム
あんぼ柿7品中、100Bq/kgを超えるもの0品
干し柿11品中、100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日	試料の種類	検査結果		
				セシウム-134 Bq/kg	セシウム-137 Bq/kg	合算値 Bq/kg
1	二本松市	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<4. 3)	検出せず(<4. 1)	検出せず
		R7. 10. 7	あんぼ柿	検出せず(<8. 7)	検出せず(<5. 7)	検出せず
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<7. 5)	検出せず(<7. 0)	検出せず
2	南相馬市	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<3. 9)	検出せず(<3. 7)	検出せず
		R7. 10. 7	あんぼ柿	検出せず(<7. 6)	13. 2	13
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<5. 5)	13. 0	13
3	南相馬市	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<3. 7)	4. 81	4. 8
		R7. 10. 7	あんぼ柿	検出せず(<7. 1)	検出せず(<6. 8)	検出せず
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<6. 9)	8. 69	8. 7
4	南相馬市	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<4. 0)	13. 4	13
		R7. 10. 7	あんぼ柿	検出せず(<6. 1)	51. 0	51
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<7. 0)	86. 6	87
5	川俣町	R7. 9. 25	原料柿	検出せず(<4. 7)	検出せず(<3. 3)	検出せず
		R7. 10. 7	あんぼ柿	検出せず(<5. 8)	検出せず(<5. 9)	検出せず
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<7. 8)	検出せず(<7. 4)	検出せず
6	川俣町	R7. 9. 25	原料柿	検出せず(<3. 2)	検出せず(<3. 3)	検出せず
		R7. 10. 7	あんぼ柿	検出せず(<5. 5)	7. 83	7. 8
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<4. 8)	7. 43	7. 4
7	川俣町	R7. 9. 25	原料柿	検出せず(<4. 2)	検出せず(<3. 1)	検出せず
		R7. 10. 7	あんぼ柿	検出せず(<5. 7)	検出せず(<5. 1)	検出せず
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<7. 6)	検出せず(<7. 4)	検出せず
8	広野町	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<3. 9)	検出せず(<3. 6)	検出せず
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<8. 0)	検出せず(<5. 7)	検出せず
9	葛尾村	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<3. 1)	検出せず(<2. 6)	検出せず
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<9. 4)	15. 7	16
10	葛尾村	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<4. 0)	3. 80	3. 8
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<9. 0)	18. 2	18
11	葛尾村	R7. 9. 29	原料柿	検出せず(<2. 9)	3. 33	3. 3
		R7. 10. 14	干し柿	検出せず(<7. 9)	24. 8	25

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム：100Bq/kg（セシウム-134、セシウム-137の合算値）

※合算値：セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁（上位から3桁目を四捨五入したもの）で記載しています。

※採取日：あんぼ柿、干し柿については、試験加工品完成日を記載しています。

<検査機関> 原料柿：農業総合センター（10/2緊急時モニタリング結果として公表済み。）、あんぼ柿・干し柿：衛生研究所